

重油（大口）第3四半期 仕様書

1 規格 J I S 1種

2 給油施設及び予定数量

入札 番号	施設群名	対象施設	住 所	連絡先	タンク 容量	予定数量 第3四半期 (10月～12月)	地域 要件	等級 要件
1	市民文化会館 ほか 4	市民文化会館・7条地下駐車場	旭川市7条通9丁目 (連絡先：市民文化会館)	25-7331	30kℓ	130,000 L	市内・ 近隣・ 準市内	A
		大雪クリスタルホール	旭川市神楽3条7丁目	69-2000	15kℓ	50,000 L		
		農業センター（ハウスを除く）	旭川市神居町雨紛	61-0211	10kℓ	21,600 L		
		神楽中学校	旭川市神楽6条12丁目	61-7196	15kℓ	44,000 L		
		緑が丘小学校（3kℓローリー対応）※注1	旭川市緑が丘3条4丁目	65-6369	10kℓ	30,000 L		
		計				275,600 L		
2	廃棄物処分場 ほか 8	廃棄物処分場	旭川市江丹別町芳野71	59-4646	20kℓ	20,000 L	市内	A
		愛育センター	旭川市春光2条7丁目	51-3059	10kℓ	16,000 L		
		北消防署	旭川市大町3条5丁目	51-8138	10kℓ	16,000 L		
		春光台中学校	旭川市春光台5条3丁目	54-5610	10kℓ	30,000 L		
		広陵中学校	旭川市末広2条7丁目	57-7330	10kℓ	44,000 L		
		啓北中学校	旭川市春光2条7丁目	52-4499	15.7kℓ	32,000 L		
		北門中学校	旭川市錦町15丁目	51-1431	10kℓ	42,000 L		
		北鎮小学校	旭川市春光6条6丁目	51-5111	12kℓ	34,000 L		
		北光小学校（給油口に注意）※注2	旭川市旭町1条16丁目	51-7712	20kℓ	34,000 L		
		計				268,000 L		
3	常磐館 ほか 4	常磐館	旭川市常磐公園内 (旧青少年科学館)	22-3310	10kℓ	18,000 L	市内	B, C
		神居小学校	旭川市神居4条6丁目	61-7488	15kℓ	30,000 L		
		忠和中学校	旭川市忠和1条4丁目	61-5300	10kℓ	30,000 L		
		新富小学校	旭川市新富2条2丁目	24-3278	10kℓ	18,000 L		
		知新小学校	旭川市8条通13丁目	24-3488	10kℓ	24,000 L		
		計				120,000 L		
4	光陽中 学校ほ か 2	光陽中学校	旭川市豊岡3条1丁目	31-9177	20kℓ	32,000 L	市内	B, C
		愛宕小学校	旭川市豊岡8条6丁目	33-5853	10kℓ	30,000 L		
		東光中学校	旭川市東光8条2丁目	32-1295	30kℓ	32,000 L		
		計				94,000 L		

5	クリーンセンターほか3	クリーンセンター	旭川市東旭川町下兵村3-5	36-2213	10kl	12,000 L	市内	B, C
		永山市民交流センター	旭川市永山3条19丁目 (連絡先：永山支所)	48-1111	10kl	18,000 L		
		環境センター	旭川市東旭川町上兵村282	36-1256	8kl	12,000 L		
		永山中学校	旭川市永山7条19丁目	48-2511	13kl	32,000 L		
		計				74,000 L		

補足事項

- 注1 緑が丘小学校は道路から給油口に至る通路が狭く、小型ローリー（3kl程度）対応が必要となる場合がある。
- 注2 北光小学校給油口に給油するには、KOP-80のアダプターが必要。
- 注3 1回あたりの給油量は 6,000l以上とする。

重油の競争入札における契約単価の変更基準

重油の競争入札における契約単価の変更は、次のとおり行うものとする。

1 定義

(1) 調査基準日

各月の11日から17日（17日が祝日の場合は18日）までの間において、資源エネルギー庁が週次調査を行う日

(2) 調査価格

重油取扱業者を対象に実施する調査結果に基づく調査基準日の重油（大口）1リットル当たりの消費税等を含む平均価格

2 変更基準

(1) 契約期間の第1月においては、当該月の調査価格と入札を実施する週の調査価格の差が0.11円以上あった場合に、当該月の1日に遡り契約単価の変更を行うものとする。

(2) 契約期間の第2月及び第3月においては、当該月の調査価格と前月の調査価格の差が0.11円以上あった場合に、当該月の1日に遡り契約単価の変更を行うものとする。

3 2の(1)及び(2)に基づく変更後の契約単価は、次の計算式による。

(1)・当該月の調査価格 － 入札実施日の属する週の調査価格＝価格差 ……A

・ $A \times 100/110$ ＝ 消費税等を除く1リットル当たりの価格差 ……B

・ 変更前の消費税等を除く契約単価 ＋ B ＝ 変更後の消費税等を除く契約単価 ……C

・ $C \times 110/100$ ＝ 変更後の消費税等を含む契約単価 ……D

(2)・当該月の調査価格 － 前月の調査価格 ＝ 価格差 ……A

・ $A \times 100/110$ ＝ 消費税等を除く1リットル当たりの価格差 ……B

・ 変更前の消費税等を除く契約単価 ＋ B ＝ 変更後の消費税等を除く契約単価 ……C

・ $C \times 110/100$ ＝ 変更後の消費税等を含む契約単価 ……D

4 この変更基準で用いる価格の小数点以下の取扱いについて、消費税等を除く価格については小数点第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。また、消費税等を含む価格については小数点第3位までとする。

5 前各項の規定にかかわらず、税制改正等当初予測できない特別の事情が発生し、1から4までに定める基準によりがたい場合は、両者協議の上、決定する。